

(様式2)

随意契約の結果の公表

部(局)等名：地域振興部

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
自治体DX(市町村情報システム標準化・共通化)支援体制整備業務委託	令和8年4月1日	AKKODiSコンサルティング株式会社 東京都港区芝浦3丁目4番1号グランパークタワー3F	14,500,000円	第167条の2第1項第2号	<p>&lt;背景&gt; 本事業の目的である「自治体情報システムの標準化・共通化」について、当初は令和7年度中の移行が必須であったが、事業者のリソース逼迫などにより令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムを「特定移行支援システム」として総務省・デジタル庁が積極的に支援することを明確にしている。一方、移行したシステムについては運用経費増大が問題となっている。 このような状況下で国は、都道府県の役割を以下のように規定している。 ・管内市町村の進捗管理を行い、必要な助言・情報提供を実施する ・運用経費増大に対して、国と連携して管内市町村を支援する 令和7年度「自治体DX(システム標準化・共通化)支援体制整備事業業務委託契約」については、令和5年度に企画提案公募により選定し契約した同社と随意契約し、主に以下の2つを実施した。 ・管内市町村が計画通りに移行できるように、助言・情報提供 ・経費削減を検討するため、管内市町村の運用経費を分析</p> <p>&lt;令和8年度もAKKODiSコンサルティング(株)と随意契約する理由&gt; 令和5～7年度の支援内容を今後も切れ目なく実施して、スケジュール通りの移行と迅速な運用経費の最適化が必要であり、他の事業者では困難であるため。具体的には以下のとおり。 ・全19市町村への定期訪問・システムベンダーとの打合せを通じて、システム構成、職員体制及び課題の把握が出来ている ・令和7年度の運用経費分析を通じて、全19市町村の運用経費構造を理解している</p>			地域政策課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
共同調達運営支援業務委託	令和8年4月1日	AKKODiSコンサルティング株式会社  東京都港区芝浦3丁目4番1号グランパークタワー3F	7,997,000円	第167条の2第1項第2号	<p>&lt;背景&gt; 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」(令和6年6月18日デジタル行財政改革会議決定)では、都道府県による共同調達の推進が謳われている。これを受け、島根県および県内市町村が連携して取り組む共通化・共同調達の検討をするため、令和7年度に「共通化・共同調達実施体制支援業務」として企画提案公募を行い、AKKODiSコンサルティング(株)を選定した。令和7年度には、以下のことを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同調達希望案件について、市町村にアンケート実施</li> <li>・アンケートに基づいた市町村へのヒアリング</li> <li>・共同調達体制の検討</li> </ul> <p>令和8年度については、検討した体制を試運用する段階である。共同調達案件としては、ヒアリング結果・標準化支援(R7年度同社と随意契約)などから、例えば以下が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体DX <ul style="list-style-type: none"> <li>-外部人財登用</li> <li>-ネットワーク共同利用の提案など</li> </ul> </li> <li>・地域社会DX <ul style="list-style-type: none"> <li>-関係人口に関する仕組みの共同調達</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;令和8年度もAKKODiSコンサルティング(株)と随意契約する理由&gt; 令和7年度から始めた共同調達の取組を切れ目なく実施して、行財政改革や地域のDX化を早期に推進する必要があるため。体制を検討したのは同社であり、他の事業者では実行困難。</p>			地域政策課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
デジタル人材活躍推進事業(デジタル拠点整備事業)委託	令和8年4月20日	一般社団法人島根県eスポーツ連合 島根県出雲市浜町540-3	3,876,950円	第167条の2第1項第2号	本事業は、R6年度からの3か年の実証事業として推進してきており、R8年度は、3年目に位置付けられる。 R8年度の事業は、R6年度に整備したデジタル3拠点(松江、江津、川本)をベースに、また当該3拠点を活用してR7年度に実証したICTリテラシー向上のための各種コンテンツ(学校向け、地域住民向けに整備した各種カリキュラム等)をベースに、地域住民同士が地域で学ぶ仕組みの構築を更に実現していくフェーズとなる。 このため、当該3拠点と、これを活用した各種コンテンツのナレッジを有する事業者である一般社団法人 島根県eスポーツ連合が継続して本事業を推進する必要があるため随意発注とする。			地域政策課	企業版ふるさと納税活用事業
令和8年度県内在住親向け広報業務	令和8年4月6日	島根県松江市殿町383 株式会社山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾倫男	17,000,000	167条の2第1項第2号	本業務委託事業では、島根県外に子(20~30代)を持つ県内在住の親に向け広報を行うことで、子に対して県内へのUターンを呼び掛けてもらうことを目的としている。 広報を行う方法として、新聞・テレビ・ラジオ・SNSなどが考えられるが、今回の事業は以下の理由により、新聞をメインとした方法が妥当であると判断した。 (1)対象は40~70代であり、手に取って見ることができる新聞が望ましい (2)実際Uターンをした方の現在の様子がわかる写真などを掲載することが効果的と考えられるため、多くの情報量に対応でき、繰り返し見ることができる新聞が望ましい 本業務の委託先は、約14万部の発行実績を持ち、県内での新聞の圧倒的シェアを有する同社のみと考えられる。			しまね暮らし推進課	
令和8年度しまねセカンドキャンパス事業	令和8年4月10日	島根県松江市東本町2丁目25-6 みらいBASE 2階 一般社団法人 RooootsAnd 代表理事 尾田 洋平	7,000,000	第167条の2第1項第2号	令和8年3月25日に開催した企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案として評価され、採択の決定がなされたことによる。			しまね暮らし推進課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和8年度わくわく島根生活実現支援事業webを活用した情報発信業務	令和7年4月1日	株式会社JR西日本コミュニケーションズ 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地 大鉄米子ビル7F	11,583,000円	第167条の2第1項第2号	JR西日本コミュニケーションズは令和元年度の同業務を委託し、web広告の流入先となるランディングページを開発した業者であり、他の事業者ではランディングページの運用が困難である。 また、本業務における情報発信を効果的に行うためには、閲覧者の動向を情報として蓄積・分析し、閲覧者(=移住希望者)の興味・関心に柔軟にリーチさせていくノウハウが必要となるため、令和元年度からのアクセス情報をストックできている同社以外は、本業務を効果的に行うことができない。			しまね暮らし推進課	
令和8年度萩・石見空港を利用した関係人口拡大事業	令和8年4月6日	島根県江津市江津町112番地 一般社団法人イワミノチカラ 代表理事 伊藤康文	3,260,000	第167条の2第1項第2号	本事業の受託者には、その業務の内容から、首都圏居住者と現地主催者との間にたち旅程等を提案・調整するノウハウが求められる。 (一社)イワミノチカラは、独自に地域体験プログラムを集めた「いわみん」の開催や県実施事業である「しまね田舎ツーリズムモニターツアー事業」を受託しており、首都圏居住者からの希望をもとに旅程を提案・調整してきた実績を有している。また、本事業の主な県内受入地域である萩・石見空港地域(石見地域)の交通情報、体験先となる「しまね田舎ツーリズム」実践者情報、その他地域活動情報についても精通していることから、本事業を効率的かつ効果的に実施できる者は、同社以外にはない。			しまね暮らし推進課	
スモール・ビジネス育成支援プログラム実施業務	令和8年4月8日	しんきん地域創生ネットワーク株式会社 東京都中央区日本橋本町4丁目12番20号	31,152,880	第167条の2第1項第2号	令和8年3月23日に開催した企画提案公募審査委員会において、当該者の提案が優れた提案と評価され、採択の決定がなされたことによる。			中山間地域・離島振興課	
令和8年度明るい選挙推進啓発事業業務委託	令和8年4月15日	島根県明るい選挙推進協議会 会長 吉山 治 島根県松江市殿町1番地	3,154,792円	第167条の2第1項第2号	本県唯一の明るい選挙推進団体であること、また、従来から当事業を継続して受託し、その実績も良好であるため。			市町村課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
令和8年度住民基本台帳ネットワークシステム運用管理業務	令和8年4月1日	株式会社ペンタスネット 代表取締役 福光靖 松江市北陵町43番地	7,832,000円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	島根県住民基本台帳ネットワークシステムの安定的運用を確保するための条件を満たす唯一の業者であること、また、住基ネット導入当初から当事業を継続して受託し、その実績も良好であるため			市町村課	
令和8年度住民基本台帳ネットワークシステムにおけるファイアウォールの監視及び保守等業務委託	令和8年4月1日	地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫 東京都千代田区一番町25	5,568,871円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第30条の10に基づく指定情報処理機関であり、ファイアウォールの監視・保守業務を実施できるのは機構だけであるため			市町村課	
令和8年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県サーバ集約センターの運用監視等委託	令和8年4月1日	地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫 東京都千代田区一番町25	9,122,572円	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	地方公共団体情報システム機構は住基法第30条の10に基づく指定情報処理機関であり、集約センターの監視・保守業務を実施できるのは機構だけであるため			市町村課	
海外航空路線利用促進コーディネート業務	令和8年4月1日	山陰開発コンサルタント株式会社 島根県松江市乃木福富町383番地1	2,460,480円	第167条の2第1項第2号	国際チャーター便については、将来的な定期便の就航実現に向けてベトナム航空との間で締結した覚書に基づき、ベトナムー出雲間のチャーター便を運航している。 将来的な国際定期便の実現に向けて、チャーター便の成果を着実に積み上げていく必要があり、その調整・実施にあたっては旅行・観光業等に精通した知見と幅広い人脈を有する者にコーディネート業務を委託することが必要である。 山陰開発コンサルタント株式会社の代表取締役は大手旅行会社において東南アジア責任者として勤務した経験や国内外の幅広い人脈を有しており、また、当社はインバウンド誘客アドバイザー業務を受託するなど海外現地事情や県内の観光に関する見識も深いことから、当社に当該業務を委託することが合理的かつ効果的であるため。			交通対策課	

契約の名称又は品名・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額	地方自治法施行令の適用条項	随意契約とした理由	契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額		所管部課（地方機関）の名称	備考
						名称	金額		
ベトナム便広報（現地観光情報等発信）業務	令和8年4月1日	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	2,500,000円	第167条の2第1項第2号	県民に広く浸透した広報媒体（紙）を持つ唯一の事業者であるため。			交通対策課	
ベトナム便広報（ビジネス情報等発信）業務	令和8年4月1日	株式会社山陰中央新報社 松江市殿町383	2,500,000円	第167条の2第1項第2号	山陰地方で広く読まれるビジネス情報に特化した広報媒体（紙）を持つ唯一の事業者であるため。			交通対策課	
出雲空港周辺（北側）の県有地（農地）に係る保全管理業務	令和8年4月1日	農事組合法人おきす 島根県出雲市斐川町沖洲1765番地	2,530,000円	第167条の2第1項第2号	出雲空港周辺において県が取得した空港隣接地（農地等）について農地として保全管理を行う上で、農事組合法人おきすは、出雲空港周辺の住民が役員・従業者として参画し、出雲空港の北側の近隣農地において農業生産活動を行っており、出雲空港周辺で作業を行うにあたっての関連規制や慣行、農地管理を行う上での経験や知識を十分に有していることから、地元との調整も比較的容易である。業務の遂行にあたっての出雲空港周辺の住民の理解も得やすく、これらの知見や技術・資材等を元に、一体的に県有地（農地）の保全管理を行っていただくことが実務的にも合理的かつ効率的であるため。			交通対策課	
出雲空港周辺（南側）の県有地（農地）に係る保全管理業務	令和8年4月15日	農事組合法人ファーム新田下 島根県出雲市斐川町荘原3265番地2	9,625,000円	第167条の2第1項第2号	出雲空港周辺において県が取得した空港隣接地（農地等）について農地として保全管理を行う上で、農事組合法人ファーム新田下は、出雲空港周辺の住民が役員・従業者として参画し、出雲空港の南側の近隣農地において農業生産活動を行っており、出雲空港周辺で作業を行うにあたっての関連規制や慣行、農地管理を行う上での経験や知識を十分に有していることから、地元との調整も比較的容易である。業務の遂行にあたっての出雲空港周辺の住民の理解も得やすく、これらの知見や技術・資材等を元に、一体的に県有地（農地）の保全管理を行っていただくことが実務的にも合理的かつ効率的であるため。			交通対策課	